

兵庫県公報

令和元年11月1日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	1
○ 同 上（同）	1
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	2

告 示

兵庫県告示第528号の2

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送により縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

令和元年11月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
豊岡都市計画道路
1.4.3号北近畿豊岡自動車道北線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
豊岡市新堂字アコウ、字柳谷、字棚田及び字畑中並びに岩熊字熊田及び字田嶋
- 3 都市計画の案の縦覧期間
令和元年11月1日から同月15日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び豊岡市都市整備部都市整備課



兵庫県告示第528号の3

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送により縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

令和元年11月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
東播都市計画道路

1. 4. 1号東播磨南北道路ほか1路線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
加古川市八幡町宗佐字香山、字上ノ山、字上畑、字城ノ内、字市場、字下池、字内町、字森ノ元、字芝崎、字池ノ内、字杖ノ上及び字石原、下村字田中、字萬得、字赤田、字山ノ下、字山ノ池、字片山、字大熊、字東大歳、字前谷及び字皿辻、野村字宮ノ前及び字沖並びに上西条字天王山及び字東沢、三木市別所町下石野字下山及び此辺並びに正法寺字出野、末広、正法寺山及び山ノ中並びに小野市檜山町字神木、字南畑、字テング、字北山、字三角山、字力石、字尻ヶ谷、字向山、字大崎、字西ノ垣内、字野田ノ上、字大坪及び字北ノ垣内、池尻町字山添江、字中尾、字請所、字下山ノ谷、字中山ノ谷、字東山及び字水ノ平並びに市場町字南山
- 3 都市計画の案の縦覧期間
令和元年11月1日から同月15日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課並びに加古川市都市計画部都市計画課、三木市都市整備部都市政策課及び小野市地域振興部まちづくり課

病 院 局 管 理 規 程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和元年11月1日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

兵庫県病院局管理規程第7号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。
第36条第2項に次の1号を加える。

(4) 寒冷地手当

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。